

芦 監 報 第 1 6 号

令和4年1月14日

芦屋市監査委員

阿 部 清 司

同

ひろせ 久美子

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき，定期監査（事務監査）を行ったので，同条第9項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

第1 監査の種類

定期監査（事務監査）

第2 監査の対象

都市建設部各所管課（都市計画課，建築課，建築指導課，都市整備課，建設総務課（旧住宅課管轄部分））の令和3年度上半期（4月～9月）に実施した歳入・歳出事務に係る予算執行事務。

第3 監査の期間

令和3年10月25日から令和3年12月23日まで

第4 監査の実施内容

歳入・歳出とも10万円以上のものを抽出し，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行い，監査対象事務が関係法令，本市規則及び本市内規等を遵守し，合理的かつ適正に行われたかを確認した。

第5 監査の結果

以下のとおり。

[都市計画課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

都市計画課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである

都市計画課	事務職員	技術職員	その他
課長		1	
主幹（課長級）		1	
係長		2	
主査（係長級）		1	
一般職		4	
会計年度任用職員			4

2 事務事業内容

都市計画の調査・研究及び企画，交通計画，都市計画の決定，都市計画審議会の運営，交通バリアフリー，風致地区，まちの景観形成，屋外広告物，まちづくり支援，住宅政策等に関すること，等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，一部軽微な誤りがあったものの，概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

空き家活用支援事業補助金について，補助金決定通知書を收受した際，收受登録がなされていなかった。芦屋市文書取扱規程第23条にて，收受文書については，收受日付印を押印した上で，文書管理システムにより收受登録するよう定められているため，改められたい。

また，補助金決定通知書を收受しているにも関わらず，調定が行われていなかった。芦屋市財務会計規則第25条にて，歳入を収入する原因が生じたときに調定する

ことが定められているため、改められたい。

- 5 その他
特になし

[建築指導課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

建築指導課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである

建築指導課	事務職員	技術職員	その他
課長		1	
係長		2	
主査（係長級）		1	
一般職		3	
会計年度任用職員			2

2 事務事業内容

芦屋市住みよいまちづくり条例，都市計画法に規定する開発行為等に係る許可申請書等の経由進達，宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請等の経由進達及び被災地宅地危険度判定等，芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例に基づく建築等の規制，建築基準法の規定に基づく特定行政庁及び建築主事が行う事務，芦屋市建築審査会，芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例，長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等，都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物等の認定，狭隘道路拡幅整備，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出，建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定，建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定，等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，一部軽微な誤りがあったものの，概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

社会資本整備総合交付金，簡易耐震診断推進事業補助金交付金及びひょうご住まいの耐震化促進事業補助金について，財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので，歳入を収入する原因が生じた日付でその都度調定するよう改められたい。

5 その他

特になし

[建築課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

建築課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである

建築課	事務職員	技術職員	その他
課長		1	
係長		2	
一般職		7	
会計年度任用職員			3

2 事務事業内容

市建築物の計画，設計，工事監理，保全等，市立の学校園の管理，市建築物に係る設備の計画，設計，工事監理，保全等，市立の学校園に係る設備の管理，等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

該当なし

・歳出事務

歳出事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

今回改善を要する事項は見当たらなかったが，指摘事項の有無に関わらず，より一層，事務事業の適正化を望むものである。

5 その他

特になし

[都市整備課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

都市整備課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである

都市整備課	事務職員	技術職員	その他
課長		1	
主幹（課長級）		2	
係長	1	1	
主査（係長級）		1	
一般職	1	2	
会計年度任用職員			1

2 事務事業内容

J R 芦屋駅南地区まちづくり，市街地再開発事業に係る用地買収及び補償，関係者の権利の調整及び協議等に関する事，大原地区第一種市街地再開発事業による保留床に関する事，等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

今回改善を要する事項は見当たらなかったが，指摘事項の有無に関わらず，より一層，事務事業の適正化を望むものである。

5 その他

特になし

[建設総務課（旧住宅課）]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

建設総務課（旧住宅課）の組織及び職員数の状況は以下のとおりである

建設総務課（旧住宅課）	事務職員	技術職員	その他
課長	1		
主査（係長級）	1		
一般職	2		
会計年度任用職員			1

2 事務事業内容

市営住宅、改良住宅及び従前居住者用住宅、県公社住宅、特定優良賃貸住宅、県住宅再建共済制度に関すること、等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について、関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果、概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について、関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果、概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

今回改善を要する事項は見当たらなかったが、指摘事項の有無に関わらず、より一層、事務事業の適正化を望むものである。

5 その他

特になし

むすび

今回の定期監査においては、令和3年度上半期における歳入・歳出事務を対象に実施した。個別の監査結果は記載したとおりなのでご一読いただきたいが、全般的な印象としては、事務処理は適正に行われており、良好な結果だったと感じている。

しかしながら、昨年度の定期監査でも見受けられた「歳入を収入する原因が生じた日付でその都度調定するよう改められたい。」といった指摘事項が、所管課が異なるというものの、同じ都市建設部内で周知されず、改善されていなかったのは大変残念である。

この状態を放置することによって芦屋市に重大な損害を与えるという訳ではないが、定められた規則を遵守し、ルールに沿って業務を遂行することは行政の基本であることをこの機会に再認識し、今後積極的に改善に取り組まれることを望んでいる。

また今回の定期監査に併せて、時間外勤務の状況を人事課より個人情報保護の観点から無記名で提供いただいたところ、監査対象とした期間内において、すべての部署で健康被害に繋がるような高い水準での推移が認められなかったことは歓迎すべきことと捉えている。ただ、特定の人物への偏りが散見されたことは、少なからず懸念を抱かざるを得ない。各担当者が抱えている業務量の実態等は窺い知れないが、疲労感や意欲低下のリスクを未然に防ぐためにも、より一層、部長をはじめとする管理職員のマネジメント力に期待を寄せるところである。

以 上